

平成25年度 三春町人事行政の運営等の状況

三春町職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

地方公務員法の一部改正により地方公共団体の人事行政の運営状況等について公表が義務づけられました。

これにより、本町では平成17年3月に「三春町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定、同年4月に施行しました。

この法改正と条例制定の目的は、前年度の町職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況について毎年公表し、その公正性と透明性を高めることとしています。

1 職員の任免に関する状況

(1) 平成25年度新規採用の状況

一般行政職	11人
事務職	7人
技術職	4人

(2) 平成25年度退職者の状況（平成26年3月31日現在）

区分	定年退職	勧奨退職	その他		合計
			普通退職	死亡退職	
一般行政職	5人	1人	1人	1人	8人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	1人
合計	6人	1人	1人	1人	9人

2 給与・定員の状況

三春町の給与・定員管理等についての公表（別紙）を本書の人事行政の運営等の状況に活用しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成25年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで	土曜日 日曜日

本庁窓口業務については、勤務時間の割振りの変更により、毎週水曜日は午後7時までの勤務としています。

また、交流館まほら、図書館及び歴史民俗資料館は土・日開館、児童生活センターは土曜日開館、保育所及び幼稚園では延長保育を実施しているため、上表とは異なる勤務形態をとっています。

さらに、平成16年10月より毎週日曜日の午前中（午前8時30分から正午まで）、本庁窓口業務の延長を実施しています。

(2) 年次休暇の状況（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
5,678日	1,230日	151人	8.15日	21.66%

(3) 休暇等の種類（平成25年4月1日現在）

区分	内 容	備考
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間	疾病の区分に応じた期間は有給
特別休暇 (主なもの)	<p>○産前・産後休暇 出産予定日の8週間前から出産の日まで及び出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間</p> <p>○育児時間休暇 生後1年6ヶ月未満の子を育てる職員が、必要と認められる育児を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。 1日2回各45分以内</p> <p>○子の看護休暇 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要があるとき。 1年に7日以内（2人以上は10日以内）</p> <p>○短期の介護休暇 負傷、疾病又は老齢により、親族を介護する必要があるとき。 1年に5日以内（2人以上は10日以内）</p> <p>○結婚休暇 職員が結婚するとき。 5日以内</p> <p>○忌引休暇 職員の親族が死亡したとき。 例：配偶者 10日以内 血族父母 7日以内 血族祖父母 3日以内 血族孫 1日以内 血族兄弟姉妹 3日以内 など</p> <p>○ドナー休暇 職員が骨髄移植のための骨髓液の提供者として、検査、入院等が必要であるとき。 必要期間</p> <p>○夏季休暇 夏季における家庭生活の充実のための休暇 5日以内</p> <p>○父母の祭日休暇 父母の法要等のための休暇 1日以内</p> <p>○災害又は交通機関の事故等による休暇 事由に応じ、7日以内の期間又は必要と認められる期間</p> <p>○公民権行使のための休暇 必要と認められる期間</p> <p>○公の職務執行のための休暇 必要と認められる期間</p>	有給
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき。 6月を限度として必要と認められる期間	無給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成25年度）

処分の種類	処分者数	内 容
分限処分	0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免 職	0人
	停 職	0人
	減 給	0人
	戒 告	0人

5 職員の服務の状況（平成25年度）

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされています。この服務の基本原則を忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課せられています。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地公法第32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地公法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法第36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 (地公法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

6 公平委員会の状況（平成25年度）

(1) 公平委員会の事務の委託

地方公務員法第7条第3項の規定により、町は公平委員会を置くこととされています。

ただし、同法第7条第4項の規定では、他の地方公共団体の人事委員会に委託してその事務を処理させることができるとされており、本町では、公平委員会の事務を県の人事委員会に委託しています。

また、毎年7月末日までに前年度の業務の状況の報告を県人事委員会から受けることとしています。

(2) 公平委員会の権限

公平委員会の権限は地方公務員法第8条第2項に定められています。その主な内容は次のとおりです。

- ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ・職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。
- ・職員の苦情を処理すること。

(3) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

- | | |
|---------------------|------|
| ① 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 該当なし |
| ② 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 該当なし |
| ③ 人事行政相談の状況 | 該当なし |
| ④ その他 | |
- ・職員団体の登録の状況 該当なし

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成25年度実施状況）

①外部研修

研修名	期間	人数	研修場所	備考
新規採用職員（前期）研修	5日間	10人	ふくしま自治研修センター (福島市)	職場外研修
新規採用職員（後期）研修	5日間	10人	〃	〃
新任係長研修	3日間	4人	〃	〃
新任管理者研修	2日間	4人	〃	〃
新任課長研修	2日間	1人	〃	〃
総合力アップ研修	2日間	3人	〃	〃
実行力アップ研修	3日間	1人	〃	〃
応用力アップ研修	2日間	2人	〃	〃
基礎力アップ研修	2日間	2人	〃	〃
政策法務講座「基礎コース」	2日間	2人	〃	〃
危機管理講座	2日間	1人	〃	〃
不当要求・行政管理講座	1日間	1人	〃	〃
政策専門課程 「新時代・地域経営コース」	17日間	1人	自治大学校（東京都）	〃
入札契約制度改革セミナー	2日間	1人	市町村アカデミー（千葉県）	〃
スクエアステップ講習会	1日間	1人	東京都	〃
認定調査員能力向上研修会	2日間	1人	宮城県	〃
給与実務研修	1日間	2人	東京都	〃
任用実務研修	1日間	1人	東京都	〃
再任用・退職手当・年金制度の実務研修	1日間	1人	東京都	〃
計		49人		

②内部研修

研修名	期間	人数	研修場所	備考
文書取扱基礎研修	2日間	25人	三春町役場会議室	職場内研修
社会保障・税番号制度研修	1日間	51人	三春町役場会議室	〃
服務規律・文書取扱規定・ファイリング研修	2日間	30人	三春町役場会議室	〃
契約事務研修	2日間	54人	三春町役場会議室	〃
新採用職員接遇等研修会	1日間	10人	三春町役場会議室	〃
新採用職員研修	3日間	10人	三春町役場会議室	〃
計		160人		

※職員の資質及び勤務能率の向上を図るため、毎年度研修計画を策定し職員研修を実施しています。

(2) 勤務成績の評定の概要（平成25年度）

三春町職員の指導及び監督の有効な指針とともに、公正な人事行政を行い、もって職員の能率の発揮及び増進を図ることを目的として、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定を実施するため、三春町職員勤務評定実施規程を制定して実施しています。

平成25年度は、前期を平成25年9月30日基準日として、平成25年4月1日から同年9月30日の期間を、後期を平成26年3月31日基準日として、平成25年10月1日から平成26年3月31日を勤務評定の評価期間として実施しました。第一評定及び第二評定後に、副町長、教育長の調整を実施し、勤務評定実施権者である町長が確認しました。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成25年度）

(1) 職員の福利厚生の状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

・町の行う福利厚生

生活習慣病の定期検診の実施、メンタルヘルスチェックの実施、人間ドック助成等を行っています。

・共済組合の行う福利厚生

病気・負傷による療養費、出産費、埋葬料等の保健給付、休業給付、災害給付、医薬品の配布等を行っています。

・職員互助会「三春町職員親和会」の給付事業（職員の会費で運営）

永年勤続者への報償、結婚祝金、弔慰金、退職祝金、災害見舞金、傷病見舞金、人間ドック助成、クラブ活動助成、貸付事業等を行っています。

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 福島県支部	0件	

※ 職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されています。